

さっぽろ障がい者プランの改定方針について

1 現プランの概要

【構成】

◎障がい者保健福祉計画【障害者基本法】

(計画期間：H24～H29年度)

障がいのある方の自立や社会参加のための支援等について、その基本的施策を定めるもの。

◎障がい福祉計画（第3期）【障害者総合支援法】

(計画期間：H24～H26年度)

障害福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとに必要な量の見込みなどについて定めるもの。

【障がい者保健福祉計画の部】

◎基本理念

障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

◎計画目標

- (1) 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- (2) 施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援
- (3) 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- (4) 市民、地域、事業者との連携強化による地域の福祉力の向上

◎^{ぶんや}分野 ⇒ 4 つの^{けいかくもくひょう}計画目標を 8 つの^{ぶんや}分野に分けて^{しさをてんかい}施策展開

①^{りかいそくしん}理解促進 ②^{せいかつしえん}生活支援 ③^{ほけんいりょう}保健医療

④^{せいかつかんきょう}生活環境 ⑤^{きょういく}教育・^{いくせい}育成 ⑥^{こよう}雇用・^{しゅうろう}就労

⑦^{じょうほう}情報・^{こみゆにけーしょん}コミュニケーション ⑧^{すぽーつ}スポーツ・^{ぶんか}文化

【^{しょう}障がい^{ふくしけいかく}福祉^ぶ計画の部】

^{しょうがいしゃそうごうしえんほう}障害者総合支援法に基づく、^{しょうがいふくしサービス}障害福祉サービス・^{ちいきせいかつしえん}地域生活支援
^{じぎょう}事業の^{すうちもくひょう}数値目標、^{サービス}サービス見込量など

2 ^{かいてい}改定^{ほいんと}のポイント

(1) ^{だい}第 4 期^{きしやう}障がい福祉^{ふくしけいかく}計画の^{さくてい}策定

^{へいせい}平成 27 年 3 月で^{だい}第 3 期^{きしやう}障がい福祉^{ふくしけいかく}計画の^{けいかくきかん}計画期間が^{しゅうりょう}終了する
ことに伴い、^{ともな}第 4 期^{だい}第 4 期^{きしやう}障がい福祉^{ふくしけいかく}計画の^{さくてい}策定を行う。

(^{けいかくきかん}計画期間：平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月)

(2) ^{しょう}障がい者^{しゃほけん}保健福祉^{ふくしけいかく}計画の一部^{いちぶ}見直し

^{げんこう}現行の^{しょう}さっぽろ^{しょう}障がい者^{しゃ}プラン^{ぶらん}策定^{さくてい}後の^{どうこうとう}動向等を^ふ踏まえ、
^{しょうがいしゃほけん}障害者^{ふくしけいかく}保健福祉^{いちぶ}計画の一部^{いちぶ}見直し(^{じてんしゅうせい}時点修正)を行う。

○^{くに}国における^{だい}第 3 次^{じしやうがいしゃ}障害者^{きほんけいかく}基本^{さくてい}計画の^{へいせい}策定(平成 25 年 9 月)

○^{しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう}障害者^{しこう}虐待防止^{へいせい}法の^{ねん}施行(平成 24 年 10 月)

○^{しょうがいしゃさべつかいしょうほう}障害者^{せいりつ}差別^{へいせい}解消^{ねん}法の^{へいせい}成立(平成 25 年 6 月公布、平成 28 年 4 月施行予定)

○^{しょうがいしゃそうごうしえんほう}障害者^{しこう}総合^{へいせい}支援^{ねん}法の^{へいせい}施行(平成 25 年 4 月、平成 26 年 4 月)

○その他、^た現^{げん}プラン^{ぶらん}策定^{さくてい}後の^{あら}新たな^{かだい}課題^とや^く取り組み など